全農わかほ会規約

１９７２年　６月　３日　制定
（この間の改定履歴省略）
２０１７年　３月２９日　改定
２０２０年　４月　８日　改定
２０２１年　４月１３日　改定
２０２２年　４月１８日　改定
２０２３年　４月２１日　改定
２０２４年　４月１９日　改定

（目　　的）
１．この会は全農全国本部との連絡を密にしつつ会員相互の親睦をはかることを目的とする。
（名　　称）
２．この会は全農わかほ会と称する。
　＊通称として、「全農わかほ会（ＯＢ・ＯＧ倶楽部）」と表記可。
（所　在　地）
３．この会の事務所は東京都千代田区神田錦町３−１３−７ 名古路ビル本館７階に置く。
（会　　員）
４．（１）この会の会員は次の範囲のもので、入会手続きをしたものとする。
　ア．全購連・全販連・全農および統合後の全農【総合職（全国・ブロック）または担当職（本所採用）】のいずれかを退職したもの。
　イ．本部役員会において適当と認めたもの。
（２）入会の手続きは、所定の入会申込書を提出し、終身会費を払い込むこととする。
（３）退会しようとするものは、文書による退会届を提出すること。その場合終身会費は返戻しない。
（事　　業）
５．この会の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）懇話会・研究会等の開催
（２）会員データベース、ＯＢ会ホームページの管理および会員名簿の提供
（３）ＯＢ会通信の発行
（４）会員の慶弔
　ア．長寿プレゼントとして、節目ごとに全農グループの取扱い商品等５，０００円相当（消費税・送料等の費用込み）を贈呈する。
　　対象者は１月１日現在を基準とし、その年に満７０才、満７５才、満８０才、満８５才を迎える会員
　イ．会員が死亡したときは、供花料（５，０００円）を贈る。
（５）その他この会の目的を達成するため必要な事項
（総　　会）
６．（１）会の重要事項は、総会で決める。

（２）通常総会は、年１回開催する。ただし、必要ある場合は臨時総会を開催する。

（３）総会の議決は、原則として書面議決とし、書面議決権行使会員と出席会員の過半数をもっておこなう。ただし、規約の改廃については３分の２以上の同意を必要とする。

出席は本部役員と支部代表（原則リモート参加とし複数名可）を基本とする。

（書面による議決権、電磁的方法による議決権の行使）

ア．会員は議決権行使書面に必要な事項を記入し、総会招集通知に記載された期間内に事前提出することにより、出席会員としての議決権行使ができる。

この場合、書面によって行使された議決権数は出席会員の議決権数に加算する。

イ．会員は議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出する場合は、上記アの書面議決権行使とみなす。

（４）総会の議長は会長があたる。

（５）規約の重要な改定等、本部役員会が必要と認めた事項については、次項で定める支部の総会で支部毎の賛否を取りまとめ、その集計をもって総会の議決とすることができる。

（本部・支部）

７．（１）この会には、会の運営を統轄する本部のほか、札幌・東京・名古屋・大阪・福岡にそれぞれ支部を置く。

（２）支部は、その運営のため支部総会を開催する。

（役　　員）

８．（１）この会の運営をはかるため、会員の中から本部役員として幹事若干名・監事２名を通常総会において選出する。

（２）幹事は、会長１名、副会長２名、幹事長１名を互選する。

（３）本部役員の任期は２年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

また再任は妨げない。

（４）支部には、支部役員を置く。

支部役員は、支部総会において選出する。

ただし、東京支部の役員は、本部役員がこれを兼ねる。

（顧　　問）

９．この会に顧問をおくことができる。

（会　費　等）

10．この会の運営の経費に充てるために、終身会費２０，０００円を徴収する。

また、寄付金を受けることができる。

（会　　計）

11．（１）この会の財政安定のために基金を設ける。

（２）基金の運用は次に掲げるものとする。

ア．農林中央金庫もしくは銀行の預け金

イ．農林中央金庫その他の金融機関の発行する債券

ウ．国債証券、地方債証券、政府保証債券

エ．アからウを組み合わせたもので元本保証の金融商品

（３）寄付金は寄付の趣旨により基金または当該年度の収入とする。

（４）終身会費、基金の果実および雑収入は当該年度の収入とする。

（５）年度の剰余は次年度に繰り越すものとするが、その一部を基金に繰り入れることができる。

（６）基金の取崩（一部を含む）は、総会の議決を経て行う。

（会　員　動　向）

12. 会員は、その住所等に変更があったときは、すみやかに会（事務所または支部幹事）に通知するものとする。

（年　　度）

13. この会の年度は毎年３月１日から翌年２月末日までとする。

（規　　則）

14. 総会にはかり規則を設けることができる。改廃は本部役員会でおこない、総会に報告するものとする。

（内　　規）

15. この規約の運用のために、本部役員会にはかり内規を設けることができる。

（規約の改廃）

16. この規約の改廃は総会の議決によるものとする。

付則

１．この規約は、２０２４年６月１日から施行する。